

公共施設使用料減免ガイドライン

令和4年8月

阪 南 市

はじめに

本市では、危機的な状況にある財政状況を踏まえ、行財政構造改革プラン改訂版を策定し、プラン改訂版に示す取組項目を計画的に実施することにより、住民自治を展望する公民協働のまちづくりを着実に推進し、しなやかで優しく活力あふれる自立した市政をめざし、持続可能な行財政運営の確立に向けた取組を進めているところです。

このような取組の中で、財源の積極的な確保に向け、受益者負担の明確化と公平性の確保を図る一環として、公共施設の使用料の減免の見直しを行うこととしています。

公共施設については、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため、設置されており、本市においても、社会教育施設や地域交流館などは、社会教育活動や公共公益活動などを活性化するための施設として、広く市民の皆様にご利用いただいているところです。

こうした公共施設の使用料については、施設利用者が施設を利用する際に、得られる受益の対価として、負担いただくものであり、この使用料は、主に当該施設の維持管理経費の財源となっています。

一方で、公共施設の使用料の減免については、あくまでも「受益者負担の原則」の例外として、特例的に適用されるべきものである中で、これまで社会教育活動や公共公益活動などの使用に際して、使用料の全部あるいは一部について減免を行い、活動団体等の負担を軽減することを通じて、これらの活動の推進に寄与してきたところです。

しかしながら、これまでその基準の統一化等がなされておらず、受益者負担の明確化と公平性の確保が十分に図られているという状況にはありませんでした。このため、今回、減免基準の統一化を図るなど、特例適用を厳格化する減免の見直しを行うこととしたところです。

また、本ガイドラインに基づく減免の見直し後も社会教育活動や公共公益活動などに影響を及ぼすことのないよう、その効果額を有効に活用した施策を構築してまいりたいと考えています。

今後とも、社会教育活動や公共公益活動などの推進に向け、積極的な支援に取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

令和4年8月

阪南市長 水野 謙二

1. 減免制度の現状と課題

公共施設の使用料は、活動団体等が施設を使用する際に得られる受益の対価として負担していただくものであり、主に当該施設の維持管理費用の財源となっていますが、市民活動の推進などを目的として、使用者の負担を軽減する必要があると判断する場合に、使用料の一部若しくは全部を減免することを条例及び規則の減免規定により可能としています。

使用料の減免制度は、この間、本市における社会教育・生涯学習（文化やスポーツ等）活動や地域の自治、福祉及び防災・防犯活動の推進・振興に寄与してきましたが、市として統一した減免基準がなく、施設ごとに運用されてきた結果、活動団体等の負担について、その公平性が図られていない状況となっています。

また、本市の公共施設については、その75%以上が築年数30年を超え老朽化が進む中、施設利用の対価として定めている使用料の適正な運用を図り、施設を計画的に維持管理していくことが求められています。

2. 減免制度見直しの目的

行財政構造改革プラン改訂版に掲げる「財源の積極的な確保」の観点から、減免制度を見直すことにより、歳入の確保に努めるとともに、減免基準等の統一化・明確化を図ることにより、受益の負担と公平性を確保します。

また、減免対象団体が施設を使用する場合の減免相当額を予算化することにより、施設使用料の減免に係る行政の「見える化」や透明性の向上を図ります。

3. 減免制度見直し後の対応方針

減免制度の見直しにより生じた効果額については、多くの人が集まり、まちの賑わいや活力を創造することができるさまざまな活動等の取組を推進するための施策構築に活用することとし、今回の見直しにより、社会教育・生涯学習（文化やスポーツ等）活動や地域の自治、福祉、防災・防犯活動等が衰退することがないように取り組みます。

4. 減免制度見直しの概要

(1) 対象施設

- ① 文化センター
- ② 公民館（尾崎、西鳥取、東鳥取）
- ③ 地域交流館
- ④ 社会体育施設（総合体育館・グラウンド・テニスコート）

(2) 減免基準

これまで施設の種別等により減免基準が異なっていましたが、新たに統一した減免基準を創設し、それに基づき減免の適用を判断します。

減免対象については、次の活動のために使用する場合に限るものとします。

① 公用、公益活動

ア. 国・府、その出先機関または市が共同設置する機関が主催し、公用または公益を目的とする活動を行うために使用する場合

※1 減免の見える化を図るため、市または市の執行機関、市内学校園または保育施設が使用する場合には、減免の対象外とします。

イ. 公共施設の指定管理者が施設の設置目的に合致する活動を行うために使用する場合
ウ. 社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体で、生涯学習部が所管等する団体が、その目的を達成するために必要な活動（役員会等の組織の維持運営に必要な活動を含む）を行うために使用する場合

エ. 社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する事業を行う市内の団体が、その目的を達成するために必要な活動（役員会等の組織の維持運営に必要な活動を含む）を行うために使用する場合

オ. 市の補助金を受けている自治会、地域福祉・防犯・防災団体等がその目的を達成するために必要な活動（役員会等の組織の維持運営に必要な活動を含む）を行うために使用する場合

※2 ただし、ウ、エ、オにおいて、減免対象団体に属する下部組織（単位団体等）が使用する場合は、減免の対象外とします。

【下部組織（単位団体等）の例】

体育協会各連盟・スポーツ少年団・公民館参加者協議会に加盟するチーム・団・クラブ等及び市の補助金を受けている自治会、地域福祉・防犯・防災団体等の下部組織 等

② 障がい者（児）のための活動

障がい者（児）支援に取り組む活動または障がい者（児）との交流活動など障がい者（児）の社会参加を促進する活動を行うために使用する場合

(3) 減免率

減免率は100%減免と50%減免の2種類とし、具体的な指針を【別紙1】のとおり定めます。

(4) 「施設使用料減免率表」に掲げる団体の新規登録等について

新たに発足した団体等で、減免対象とすることを市長が適当と認めた団体については、その都度、本ガイドラインに追記します。

(5) 適用時期

令和5年4月使用分から新たな減免基準を適用します。

(6) 暫定措置

【別紙2】の③、④及び⑤に定める減免対象団体に属する下部組織（単位団体等）が使用する場合にあっては、減免適用後に見込まれる効果額を有効に活用した施策を構築（行革プランに定める短期取組期間中を目途に構築）するまでの間は、減免対象団体と同じ減免基準を適用します。

また、現行の減免制度における「市長が減免を認めた団体」が使用する場合にあっては、上記の減免対象団体に属する下部組織（単位団体等）の取扱いを準用します。

5. 施設使用料減免率表

阪南市立文化センター・公民館・地域交流館・社会体育施設（総合体育館・グラウンド・テニスコート）の減免率は、【別紙2】のとおりとします。

減免基準の具体的な指針について

減免率の適用に当たり、その基準の具体的な指針について、次のとおり定めます。

(1) 【100%減免】

① 国・府、その出先機関または市が共同設置する機関が主催し、公用または公益を目的とする活動を行うために使用する場合《4.（2）－①－ア》

[対象者]

- ◆ 【別紙2】の「阪南市立文化センター・公民館・地域交流館・社会体育施設の施設使用料減免率表」①に記載の団体

[対象となる活動]

- ◆ 対象団体が事業・工事説明会または市民との対話集会等のために使用する場合
- ◆ 対象団体が不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する活動のために使用する場合

[対象とならない活動]

- ◆ 対象団体が営利目的の活動のために使用する場合

② 指定管理者が施設の設置目的で使用する場合《4.（2）－①－イ》

[対象者]

- ◆ 【別紙2】の「阪南市立文化センター・公民館・地域交流館・社会体育施設の施設使用料減免率表」②に記載の指定管理者

[対象となる活動]

- ◆ 指定管理者が市との協定に基づく事業計画等により、事業を実施するために使用する場合
- ◆ 指定管理者が当該施設の運営のための会議等に使用する場合

(2) 【50%減免】

① 社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体で、生涯学習部が所管等する団体が、その目的を達成するために必要な活動（役員会等の組織の維持運営に必要な活動を含む）を行うために使用する場合《4.（2）－①－ウ》

[対象者]

- ◆ 【別紙2】の「阪南市立文化センター・公民館・地域交流館・社会体育施設の施設使用料減免率表」③に記載の団体
 - ❖ 「生涯学習部が所管等する社会教育関係団体」とは、生涯学習推進室、中央公民館及び図書館が所管する団体、または関連すると認める団体
 - ❖ 対象団体の「阪南市体育協会」に属する各連盟及び「阪南市文化協会」に属する各分会

[対象となる活動]

- ◆ 対象団体が主催し、催しや市・地区・府の大会のために使用する場合
- ◆ 対象団体が役員会等の組織の維持運営に必要な活動のために使用する場合

[対象とならない活動]

- ◆ 対象団体が営利目的の活動のために使用する場合
- ◆ 対象団体に属する加盟チーム、団、クラブ等の下部組織が使用する場合

② 社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する事業を行う市内の社会福祉法人または特定非営利活動法人が、その目的を達成するために必要な活動（役員会等の組織の維持運営に必要な活動を含む）を行うために使用する場合《4.（2）-①-エ》

[対象者]

- ◆ 【別紙2】の「阪南市立文化センター・公民館・地域交流館・社会体育施設の施設使用料減免率表」④に記載の団体
 - ❖ 「社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業（ただし、保育所及び幼保連携型認定こども園を除く）

[対象となる活動]

- ◆ 対象団体が主催し、社会福祉に関する催しや活動のために使用する場合
- ◆ 対象団体が役員会等の組織の維持運営に必要な活動のために使用する場合

[対象とならない活動]

- ◆ 対象団体が営利目的の活動のために使用する場合
- ◆ 対象団体に属する単位団体等の下部組織が使用する場合

③ 市の補助金を受けている自治会、地域福祉・防犯・防災団体等が、その目的を達成するために必要な活動（役員会等の組織の維持運営に必要な活動を含む）を行うために使用する場合《4.（2）-①-オ》

[対象者]

- ◆ 【別紙2】の「阪南市立文化センター・公民館・地域交流館・社会体育施設の施設使用料減免率表」⑤に記載の団体

[対象となる活動]

- ◆ 対象団体が主催し、それぞれの補助金交付要綱に定める目的に合致した催しや活動のために使用する場合
- ◆ 対象団体が役員会等の組織の維持運営に必要な活動のために使用する場合

[対象とならない活動]

- ◆ 対象団体が営利目的の活動のために使用する場合
- ◆ 対象団体に属する単位団体等の下部組織が使用する場合

④ 障がい者（児）支援に取り組む活動または障がい者（児）との交流活動など障がい者（児）の社会参加を促進する活動を行うために使用する場合《4.（2）－②》

[対象者]

- ◆ ④に記載の活動を行うすべての者

[対象となる活動]

- ◆ 障がい者（児）支援を目的とした活動のために使用する場合

[対象とならない活動]

- ◆ 営利目的の活動のために使用する場合

阪南市立文化センター・公民館・地域交流館・社会体育施設

施設使用料減免率表

対象団体等			使用目的・態様等	減免率
No.	区分	団体名等		
①	国・府、その出先機関 または市が共同設置 する機関	和泉学園、泉南警察署、泉州南消防組合、泉南清掃事務組合、大阪広域 水道企業団、市内の府立高等学校 ※市または市の執行機関、市内学校園または保育施設が使用する場合は 対象外	左記の対象団体が主催 し、公用または公益を 目的とする活動を行う ために使用する場合	100%
②	指定管理者	当該施設の指定管理者	指定管理者が施設の設 置目的に合致する活動 で使用する場合	100%
③	社会教育法第10条 に規定する社会教育 関係団体で、生涯学 習部が所管等する団 体	阪南市連合婦人会、ボーイスカウト阪南第1団、ガールスカウト大阪府 第142団、阪南市体育協会（各連盟）、阪南市スポーツ少年団、生涯ス ポーツ団体連絡協議会、阪南市青少年指導員協議会、尾崎公民館クラブ 会、東鳥取公民館参加者協議会、西鳥取公民館クラブ協議会、阪南市文 化協会（各部会）、阪南吹奏楽団、(特活) 子どもNPOはらっぱ、阪南 市子ども文庫連絡会、阪南市PTA協議会 ※加盟チーム・団・クラブ等の下部組織が使用する場合は対象外	左記の対象団体がその 目的を達成するために 必要な活動（役員会等 の組織の維持運営に必 要な活動を含む）に使 用する場合	50%
④	社会福祉法第2条第 2項及び第3項に規 定する事業を行う市 内の社会福祉法人ま たは特定非営利活動 法人	(社福) 阪南市社会福祉協議会、(社福) 日本ヘレンケラー財団、(社福) ぼけっと福祉会、(社福) 舞福祉会、(社福) さくら、(社福) 大泉会、(社 福) 玉田山福祉会、(社福) ブロードハーモニー、(社福) 有誠会、(社 福) 光生会大阪、(社福) 野のはな、(社福) 友愛の里、(社福) レーベン ダंक、(社福) 三秀會、(社福) 光生会、(特活) 暮らしのたすけあい えふろんの会、(特活) ふれあい、(特活) はあとの会、NPO法人ハート ワークひだまり、NPO法人LIEN・りあん、(特活) らふ、(特活) ス ウェル、(特活) COCOいこっと ※単位団体等の下部組織が使用する場合は対象外	左記の対象団体がその 目的を達成するために 必要な活動（役員会等 の組織の維持運営に必 要な活動を含む）に使 用する場合	50%
⑤	市の補助金を受けて いる自治会、地域福 祉・防犯・防災団体、 地域障がい者(児)団 体	阪南市自治会連合会、阪南市老人クラブ連合会、阪南市民生委員児童委 員協議会、阪南市遺族会、阪南市母子寡婦福祉連合会、阪南市交通事故 をなくす運動推進協議会、阪南市人権協会、阪南市事業所人権問題連絡 会、阪南市障がい者(児)団体連絡協議会、阪南市身体障がい者福祉会、 阪南市聴力障がい者協会、阪南市視力障がい者福祉協会、阪南市知的障 がい者(児)団体連絡会、阪南市精神障がい者協議会、公益社団法人阪 南市シルバー人材センター、阪南支部保護司会、阪南市更生保護女性会 ※単位団体等の下部組織が使用する場合は対象外	左記の対象団体がその 目的を達成するために 必要な活動（役員会等 の組織の維持運営に必 要な活動を含む）に使 用する場合	50%
⑥	障がい者(児)支援に 取り組む活動または 障がい者(児)との交 流活動など障がい者 (児)の社会参加を 促進する活動を行 うために使用する場 合			50%

【注】上記の表に記載のある対象団体及び使用目的・態様以外は、減免が適用されません。